（法第28条第1項関係「前事業年度の事業報告書」）

平成25年度の事業報告書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人ゆう・さぽーと

１　事業の成果

　当法人が運営する『ヘルパーステーションそらいろ』は二年目を迎えました。

　ヘルパーステーションそらいろを利用される方は知的、身体、精神等に障がいを持たれる方で、今年度終了時点で34名となりました。支援を行うヘルパーは9名の体制となりました。

　特定非営利活動法人ゆう・さぽーと及びヘルパーステーションそらいろの活動報告については広報紙『ゆうさぽ通信』やホームページ、ブログ、Facebookページ等により発信しました。広報紙は5回発行し、ホームページ等の更新は随時行いました。

　平成26年3月23日にはヘルパーステーションそらいろの利用者とその家族、スタッフとの交流を目的としたイベントを企画しました。

　ヘルパーステーションそらいろ従業者のスキルアップを目的とした研修会を行いました。自閉症の障がい特性や感染症予防などについて学びました。その他、支援学校や病院のリハビリ、障害児通園施設への見学会も実施しました。

　相談支援事業やホームヘルパー養成講座等は今後の実施に向けた準備活動や調査活動を行いました。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名(定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の実施日時(B)当該事業の実施場所(C)従事者の人数 | (D)受益対象者の範囲(E)人数 | 事業費の金額（概算）（単位：千円） |
| 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 | 居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業の実施。 | (A)平成25年4月1日〜平成26年3月31日(B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市(C)8名 | (D) 京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者(E)11名 |  |
| 障害者自立支援法に基づく相談支援事業 | 城陽市障がい者自立支援協議会等の会議等において地域課題を調査し、今後の相談支援事業開始に向けた準備を行う。 | (A) 平成25年4月1日〜平成26年3月31日(B) 京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市(C)1名 | (D)なし(E)0名 |  |
| 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 | ①移動支援事業の実施。②日中一時支援事業の実施。 | (A)平成25年4月1日〜平成26年3月31日(B)京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市(C)9名 | (D)① 京都市伏見区、宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者　②城陽市に住む障がい者(E)31名 |  |
| 障害者の地域生活支援の為の事業 | 青少年野外活動総合センター友愛の丘にてイベント（バーベキュー）を開催。障がいがある方とその家族の交流の場をつくる。 | (A)平成26年3月23日(B)城陽市(C)9名 | (D)宇治市、城陽市、京田辺市に住む障がい者とその家族(E)15名 |  |
| 福祉、介護に係る教育研修及び情報交流事業 | ヘルパーステーションそらいろ従業者を対象にした勉強会を行う。 | 1. 平成25年

6月5日6月11日7月12日8月31日11月１日2月14日3月7日(B)城陽市枇杷庄島ノ宮80番地127(C)8名 | (D)ヘルパーステーションそらいろの従業者(E)8名 |  |
| ホームヘルパー養成研修に関する業務 | 準備中。 | (A)なし(B)なし(C)0名 | (D)なし(E)0名 |  |

（備考）

１　２は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

　２　２(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。